【国内の PL 関連情報】

経済産業省が「製品安全対策優良企業表彰」を実施

（2007 年 11 月 22 日付　日刊工業新聞ほか）

11 月 19 日、経済産業省は、「製品安全対策優良企業表彰」の受賞企業を発表した。

本表彰制度は、わが国における製品安全文化の醸成・定着を図る目的で今年度より創設された。各社の応募をもとに、学識経験者や消費者団体等で構成する審査委員会で審査を行い、大企業・中小企業の別で、「製造事業者・輸入事業者部門」、「小売販売事業者部門」ごとに、それぞれ上位 3 社を表彰する。

今年度の受賞企業は以下の 6 社で、金賞企業については経済産業大臣が表彰する。受賞企業は、2 年間、「製品安全対策優良企業」として専用のロゴマークを自社の宣伝・広報活動に使用することができる。

＜大企業＞

製造事業者・輸入事業者部門	金賞：日立アプライアンス株式会社 銀賞：株式会社アシックス 銅賞：セイコーエプソン株式会社
小売販売事業者部門	金賞：株式会社ビックカメラ 銀賞：イオン株式会社 銅賞：該当企業なし

＜中小企業＞

製造事業者・輸入事業者部門	金賞：大塚製靴株式会社 銀賞：（該当企業なし） 銅賞：（該当企業なし）
小売販売事業者部門	（該当企業なし）

ここがポイント

各部門における金賞受賞企業の主な受賞理由は以下の通りです。

日立アプライアンス

リスクアセスメント体制を構築するとともに、不具合を発見した社員を表彰する活動を実践。

ビックカメラ

ポイントカードシステムを活用し、リコール対象製品の購入者を即座

に抽出の上、必要な情報を迅速に告知するしくみを導入。

大塚製靴

顧客視点の経営方針を徹底するとともに、リコール等の情報が迅速に経営トップに報告され、トップ主導で指示が出される社内体制を整備。

受賞企業以外の企業においても、製品安全に関する様々な活動に取り組み、有効な対策を講じているケースは存在しますが、受賞企業の取組内容をみると、「不具合情報がなかなか報告されない」、「リコール対象製品に関するユーザーの特定が難しい」などの、多くの企業が抱えている問題や悩みを解決するための１つの有効な方策が示されている点が特徴的といえます。

企業としては、受賞企業各社の活動内容も参考にしながら、自社の取組みにおいて更なる工夫の余地がないかを検証することが望まれます。

経済産業省が「消費生活用製品のリコールハンドブック 2007」を発行

（2007 年 11 月 27 日付　朝日新聞）

経済産業省は、製品事故が発生した際の企業におけるリコール対応の指針や手順などをまとめた「消費生活用製品のリコールハンドブック 2007」を 11 月 19 日に発行した。

「消費生活用製品のリコールハンドブック」については、（財）製品安全協会が、経産省からの委託を受け 2002 年に発行しているが、その後の関連法令の改正なども踏まえ、内容の改訂を行った上で、経産省が発行した。

経産省では、同ハンドブックを WEB 上で公開するとともに、30 万部を製本し企業向けに配布する予定としている。

ここがポイント

今回の改訂の目的は、主として消費生活用製品安全法の改正内容を反映させる点にあり、ハンドブックの構成や内容が抜本的に変わったものではありませんが、経産省自身が企業向けに大量配布する予定であることから、企業に対して、改正消費生活用製品安全法の趣旨を踏まえた重大製品事故の報告や、リコールの徹底を強く促したいとする当局の意図をみて取ることができます。

今回の改訂版では、インターネットによる社告掲載方法の解説や、重大事故報告制度に関する各種の報告書式などが追加されていますので、旧版からの改訂内容を個々にチェックの上、自社におけるリコールプログラムの見直しに活用することが得策です。

ペットボトル回収機の事故で、メーカーの報告を受け、区が使用再開を決定

（2007 年 11 月 30 日付　毎日新聞）

東京都内の小学生男児が、スーパーに設置されたペットボトルの自動回収機を使用中に、目にけがを負った問題で、メーカーは「事故と回収機との直接の因果関係が極めて低く、安全性に問題はないものの、念のため追加安全策を講じる」とする報告書を、当該回収機の設置管理者である区に提出した。区ではこの報告を受け、使用中止としていた区内の全ての回収機を再稼動させることを決めた。

問題の事故は 11 月中旬に発生。男児が当該回収機に空のペットボトルを投入し破砕処理した後、帰宅後に目の痛みを訴えた。その後、眼科で診察を受けたところ、ペットボトルとみられる極細の破片が目に刺さっていたことが判明。この事故報告を受け、区では区内にある全ての回収機の利用を一時中止していた。

メーカーでは、「破砕時は、投入口と破砕装置の間が遮断される構造となっており、ペットボトルの破砕片が投入口から飛び出る可能性は低い」、「約 7000 本の破砕試験を行った結果、投入口から出てきた破砕片や破砕くずは皆無であった」として、回収機の安全性に問題はないと結論付けたが、念のため予防措置強化のための改良を行うこととした。

本件回収機は外国製で、海外では約 6 万台、日本国内では 100 数十台が利用されている。

ここがポイント

区によれば、「今回の事故が回収機に起因するものかどうかは不明」としながらも、メーカーが、

①破砕くずが投入口から出て行かないように、投入口から機械背面への通気強化を図る

②機械内部における破砕くずの飛散抑制措置として、機械内部の各装置間の仕切り版を増やす

などの追加安全措置をとることにより、安全性が確保されたと判断して使用再開を決めたとしています。

製品に起因すると疑われる事故の報告があった場合、企業としては原因究明を行い、不具合の有無や対策の要否について評価・判断を行いますが、本件のように、製品と人的被害の因果関係がないと思われているにもかかわらず設計変更を行う場合は、後に欠陥を追認したものと誤解されることのないように、設計変更の理由付けや根拠について明確に説明できるようにしておくことが重要となります。また、このような追加安全措置は、使用環境が同様であれば、国内外を問わず全ての同種製品に対して実施されるのが原則であり、仮に例外的な対応とするのであれば、相応の理由付けが必要となる点にも留意する必要があります。

【海外の PL 関連情報】

鎮痛剤の副作用を巡るPL訴訟で米医薬品会社が巨額和解へ

11 月 9 日、米国の医薬品会社は、鎮痛剤の副作用を巡って全米各州で提訴されている損害賠償訴訟に関し、総額 48 億 5000 万ドル（約 5,500 億円）の和解に合意したと発表した。

本件鎮痛剤については、18 ヶ月以上の継続した服用で、心臓発作や脳梗塞を患う可能性が 2 倍になるとの理由により、被告製薬メーカーが 2004 年 9 月に大規模な自主回収を行なった。その後、訴訟が急増し、約 6 万人による提訴のほか 265 件のクラスアクションが提起された。

今回の和解にあたっては、約 1 年にわたり，被告製薬メーカーが、統合訴訟（注）を率いる原告弁護士 6 名および当該訴訟担当の各裁判所判事 4 名との間で協議を重ね、最終的な合意に至ったものである。

和解内容の骨子は、以下の通りである。

(1)被告製薬メーカーは和解金支払のために 48 億 5000 万ドルの基金を設立する。

(2)和解を希望する原告は予め登録を行うことを要する。

(3)以下の条件を満たす原告に対し、それぞれの被害状況に応じた和解金を支払う

・心臓発作や脳梗塞等に罹患していること

・同鎮痛剤を少なくとも 30 錠服用していること

・症状発生から 2 週間以内の服用が主因と推定できること

和解金の支払は 2008 年 8 月より開始され、最終支払は 2009 年 7 月を予定している。

（注）統合訴訟（Multidistrict Litigation）
訴えの根拠となる事実を共通にする民事訴訟が、いくつかの裁判地区で提起されている場合に、それらの訴訟を連邦裁判所に統合して、１人の連邦判事の指揮のもとで統一的な公判前手続（事実審理に先立つ、開示手続きや証拠の整理など）を行う制度。
原告として訴訟提起した当事者以外に対しては法的な効果を与えるものではないこと、また、手続き上統合されるのは公判前手続きまでであることなどの点で、クラスアクションとは異なる。

ここがポイント

和解の対象となる原告は統合訴訟の原告であり、クラスアクションの原告（およびクラス認定を受けた被害者）は除外されていますが、和解の条件を満たす対象者は4万5000人から5万人に及ぶと見られています。和解内容の概要は本文記載の通りですが、対象となる原告の 85%以上が和解内容に合意しなければ和解自体が無効となる条件も付されているため、全面解決に向かうかどうかは、未だ予断を許さない状況にあります。

被告メーカーでは、当初は公判も辞さずとの強気の方針で臨み、現時点では 12 勝 5 敗 2 分けの結果を残していますが、その一方で、これまでの訴訟結果の分析も踏まえて再検討した結果、全体解決のためには、今回の和解がよりよい方策であるとの結論に達したものと考えられます。今回の和解対象となる統合訴訟の件数は、同社が一連の副作用問題で抱えている訴訟件数全体の 95%にあたることから、本和解が首尾よく進めば、問題の全体解決に向け、大きく前進することになるといえます。

企業としては、予め立てたディフェンス方針に沿って、個々の訴訟に対応していくことが原則ですが、その後の事態の推移もみながら、一定期間後に自社の方針を再評価した上で、必要に応じ方針の是正を図ることも重要です。

中国、米国で相次いでリコール制度強化の動き

中国品質検査当局は、欠陥製品のリコール制度を拡充する方針を明らかにした。現在中国では、自動車、食品、医薬品、玩具についてリコール制度を有しているが、制度の対象を日用品、医療器具、エレベーターなど、幅広い製品に拡大する。

欠陥のある製品については企業に回収を義務付けるとともに、回収命令や罰金賦課等の権限を当局に付与する。既に草案は固まっており、早ければ来年にも施行される予定である。

一方、米国では、輸入品の安全対策を強化する行動計画を政府が発表した。本計画では、①当局（食品医薬品局（FDA）や消費者製品安全委員会（CPSC））、税関、国境警備の予算・人員の増強、②輸入製品に関する安全基準の厳格化・統一化、③輸入品に関する安全認証制度の確立、などが盛り込まれている。また輸入食品に関しては、危険な食品を販売する業者に対し、リコール命令を発動する権限を FDA に付与する予定としている。

ここがポイント

中国製の食品や玩具への有害物質の混入が相次いで明らかになり、この結果、米国で大規模なリコールが頻発したことを受けて、当事国を中心に、製品安全分野における政策強化の動きが急ピッチで進んでいます。

中国では、本年 8 月末に食品と児童用玩具を対象としたリコール制度が導入されたばかりですが、今回は、リコール制度の対象を特定分野の製品に限定することなく、日用品一般に広げようとする動きが注目され、中国製品に対する不信感の払拭をさらに進めたいとする政府の強い意向が伺われます。一方、米国に関しては、相次ぐ大規模リコールを受け、当局の対

応の遅さに対する社会の批判が高まっていることが、リコール実施の命令権限を FDA に新たに付与しようとする動きにつながっています。

両国におけるそれぞれの動機や背景は異なりますが、経済のグローバル化がますます進展する中で、米・中の 2 大国におけるこうした動きは、他国の製品安全政策にも影響を及ぼすのみならず、企業にとっても輸出品の安全対策にかけるコスト・ロードが大きくなることも考えられます。

両事案を引き合いに出すまでもなく、法規制の強化・拡充は、社会に大きな影響を及ぼした重大な事件・事故の発生を契機としているのが通常です。こうした重大な事件・事故が発生した場合、企業としては追加情報を継続的に収集し、法規制の強化・拡充も予測した上で、早い段階で、自社における製品安全対策の見直し検討を行っておくことが得策です。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2007 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉